

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	西条市

西条市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 西条市 農林水産部 林業振興課
所在地 愛媛県西条市明屋敷164番地
電話番号 0897-52-1504
FAX番号 0897-52-1260
メールアドレス ringyo@saijo-city.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カラス
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	西条市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	3,098千円	10.54ha
	野菜・豆類・いも類	1,994千円	1.31ha
	果樹	2,602千円	0.65ha
ニホンザル	水稲	63千円	0.30ha
	野菜	1,688千円	1.00ha
	果樹	2,490千円	2.30ha
ニホンジカ	水稲	8千円	0.08ha
	野菜	353千円	0.05ha
	果樹	200千円	0.10ha
カラス	水稲・麦類	77千円	0.20ha
	野菜	280千円	0.55ha
	果樹	800千円	1.20ha

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
イノシシ	中山間地域のみならず、里山付近でも被害が多発しており、生息数の増加、被害地域の拡大傾向がみられる。3～5月のタケノコ、9～10月の水稲のほか、年間を通じて収穫期前後の野菜類・果樹類の被害が多く発生している。
ニホンザル	中山間地域のみならず、里山付近でも被害が多発しており、生息数の増加、被害地域の拡大傾向がみられる。年間を通じて収穫期前後の野菜・果樹・シイタケ等の被害が発生している。
ニホンジカ	西部地域の高縄山系では従来よりヒノキの剥皮被害があったが、近年、石鎚山系でも被害が確認されており、生息区域・生息数の拡大がみられる。冬季のヒノキの剥皮被害のほか、近年では4～5月に田植え直後の水稲苗の被害が発生している。
カラス	丹原地区の果樹栽培が盛んな地域を中心に、柿、かんきつ類の被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	鳥獣の種類	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
被害金額	イノシシ	7,694 千円	6,995 千円
	ニホンザル	4,241 千円	3,855 千円
	ニホンジカ	561 千円	510 千円
	カラス	1,157 千円	1,052 千円
合計		13,653 千円	12,412 千円
被害面積	イノシシ	12.50ha	11.36ha
	ニホンザル	3.60ha	3.27ha
	ニホンジカ	0.23ha	0.21ha
	カラス	1.95ha	1.77ha
合計		18.28ha	16.61ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>○有害鳥獣駆除事業 (買上げ・処理事業)</p> <p>事業内容: 捕獲補助</p> <p>イノシシ 10,000 円/頭</p> <p>ニホンザル 10,000 円/頭</p> <p>ニホンジカ 10,000 円/頭</p> <p>カラス 1,000 円/羽</p> <p>ノウサギ 500 円/羽 (参考記載)</p> <p>ドバト 500 円/羽 (参考記載)</p> <p>ヒヨドリ 200 円/羽 (参考記載)</p> <p>実施地区: 西条市全域</p> <p>[平成30年度]</p> <p>総事業費: 5,771 千円 (県 2,206、市 3,565)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 202 頭 ・ニホンザル 79 頭 ・ニホンジカ 235 頭 ・カラス 609 羽 ・ドバト 4 羽 <p>[平成31/令和元年度]</p> <p>総事業費: 6,832 千円 (県 2,278、市 4,554)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 293 頭 ・ニホンザル 122 頭 ・ニホンジカ 208 頭 ・カラス 622 羽 ・ドバト 0 羽 	<p>捕獲の取り組みは、猟友会の協力によって成り立っており、捕獲頭数は年々増加している。しかし、それを上回るペースで被害地域、個体数が増加しており、農作物等の被害も高止まりで推移している。</p> <p>また、猟友会員の高齢化等による捕獲の担い手の減少が懸念され、今後は農業者による自衛のための狩猟免許取得の推進や後継者の育成、若年層への啓発に努めていく必要がある。</p>

[令和2年度]

総事業費：7,762千円（県2,588、市5,174）

- ・イノシシ 326頭
- ・ニホンザル 140頭
- ・ニホンジカ 274頭
- ・カラス 349羽
- ・ドバト 26羽

[令和3年度（見込み）]

総事業費：1,216,9千円（県4,622、市7,547）

- ・イノシシ 292頭
- ・ニホンザル 180頭
- ・ニホンジカ 705頭
- ・カラス 378羽
- ・ドバト 42羽

○有害鳥獣駆除事業（駆除事業）

事業内容：駆除に必要な経費補助

- ・イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
50,000円/1ヶ月
- ・カラス、ドバト等
25,000円/1ヶ月
- ・わな
15,000円/1ヶ月

[平成30年度]

総事業費：1,457千円（市単）

[平成31/令和元年度]

総事業費：1,239千円（市単）

[令和2年度]

総事業費：1,368千円（市単）

[令和3年度（見込み）]

総事業費：1,550千円（市単）

○有害鳥獣緊急捕獲事業（市単）

事業内容：捕獲補助

- ・ニホンザル 10,000円/頭

[令和3年度（見込み）]

総事業費：1,800千円（市単）

	<p>○鳥獣被害防止総合対策事業（国事業）のうち鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）</p> <p>[平成30年度]</p> <p>事業内容：箱わな 10基 総事業費：535千円</p> <p>[平成31/令和元年度]</p> <p>事業内容：箱わな 12基 総事業費：779千円</p> <p>[令和2年度]</p> <p>事業内容：箱わな 10基 総事業費：495千円</p> <p>[令和3年度（見込み）]</p> <p>事業内容：箱わな 10基 総事業費：385千円</p> <p>○鳥獣被害防止総合対策事業（国事業）のうち緊急捕獲活動支援事業</p> <p>事業内容：捕獲補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 成獣 7,000円/頭 ・ニホンザル 成獣 8,000円/頭 ・ニホンジカ 成獣 7,000円/頭 <p>（幼獣は各1,000円/頭）</p> <p>実施地区：西条市全域</p> <p>[平成30年度]</p> <p>総事業費：2,948千円</p> <p>[平成31/令和元年度]</p> <p>総事業費：3,635千円</p> <p>[令和2年度]</p> <p>総事業費：3,446千円</p> <p>[令和3年度（見込み）]</p> <p>総事業費：3,941千円</p> <p>○鳥獣害防止施設整備事業（県1/3、市1/3補助）</p> <p>[令和3年度（見込み）]</p> <p>事業内容：カラス用大型捕獲檻（1件） 総事業費：388千円</p>	
<p>防護柵の設置</p>	<p>○有害鳥獣被害対策事業（市単、1/2補助）</p> <p>[平成30年度]</p>	<p>防護柵等については、有害鳥獣の生息域拡大により、今後も新規</p>

等に関する取組	事業内容：電気柵等 6.0km (30件) 補助金額：1,093千円 [平成31/令和元年度] 事業内容：電気柵等 7.4km (40件) 補助金額：1,335千円 [令和2年度] 事業内容：電気柵等 8.0km (48件) 補助金額：1,507千円 [令和3年度(見込み)] 事業内容：電気柵等 8.9km (49件) 補助金額：1,600千円	の設置が見込まれており、農業者へ更に事業の周知を図る必要がある。
生息環境管理 その他の取組	関係機関と連携した集落点検 [令和2年度] 実施場所：飯岡野田地区 [令和3年度(見込み)] 実施場所：千町地区	集落点検をはじめとする地域体制づくりは、住民主体の対策にシフトしていくためには非常に重要な対策であり、今後は指導者や人材育成の確保を推進していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

講演会、研修会、座談会、広報を通じて、地域住民に対して正しい知識の普及と意識の啓発に努め、集落全体で取り組む等、住民による主体的な鳥獣害対策を進める。地域が鳥獣のエサ場とならないよう、農地や集落環境を改善し、鳥獣を寄せ付けない農地、集落を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会内で有害鳥獣捕獲に従事する者で組織された『捕獲隊』が、市や農業者等からの捕獲依頼を受け、捕獲活動を行う。また、猟友会内での捕獲隊員の増加や、農業者等地域住民の狩猟免許の取得促進を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4～6年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ カラス	捕獲が円滑に進むよう、猟友会による捕獲や体制の組織化に対する補助を継続する。また、補助事業を活用し、捕獲機材の導入や、狩猟者の確保、育成を進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
第13次鳥獣保護管理事業計画及び第5次愛媛県イノシシ適正管理計画と第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画と第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画の捕獲目標を踏まえ、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準にして、生息動向、被害状況を考慮して設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	320頭	320頭	320頭
ニホンザル	140頭	140頭	140頭
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
カラス	500羽	500羽	500羽

捕獲等の取組内容
捕獲方法については、銃器・わなを用いる。
捕獲予定場所については、市内全域とする。
捕獲予定時期については、被害発生時または、予察計画で定める期間とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃による捕獲は実施しない。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
西条市全域	狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシログシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース、ノヤギ(国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	電気柵・ワイヤーメッシュ柵等 10,000m	電気柵・ワイヤーメッシュ柵等 10,000m	電気柵・ワイヤーメッシュ柵等 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	関係機関と連携して点検・指導 また、ニホンザルに対しては、動物駆逐用煙火を用いた集落単位での追い払い活動に取り組む。	関係機関と連携して点検・指導 また、ニホンザルに対しては、動物駆逐用煙火を用いた集落単位での追い払い活動に取り組む。	関係機関と連携して点検・指導 また、ニホンザルに対しては、動物駆逐用煙火を用いた集落単位での追い払い活動に取り組む。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

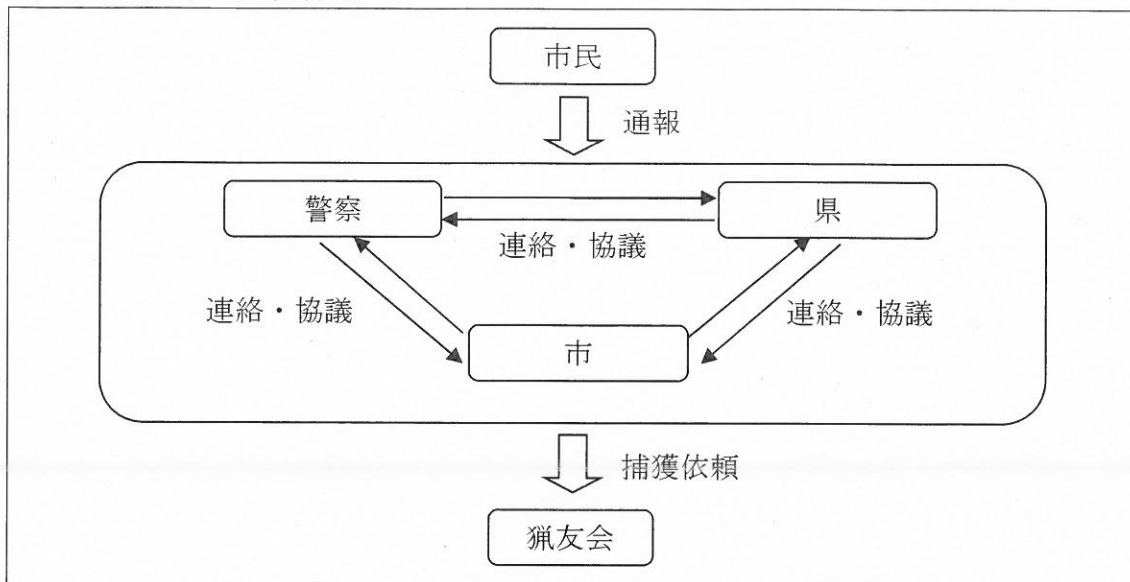
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4～6年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ カラス	講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。また、ニホンザルに対しては、動物駆逐用煙火を用いた集落単位での追い払い活動に取り組む。いずれの活動も、有識者による意見・助言を受けながら進める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛媛県東予地方局森林林業課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条警察署生活安全課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条西警察署生活安全課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条市農林水産部林業振興課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条市東予総合支所農林水産課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条市丹原総合支所農林水産課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条市小松総合支所農林水産課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条猟友会	会員への連絡、捕獲の実施
東予猟友会	会員への連絡、捕獲の実施
丹原町猟友会	会員への連絡、捕獲の実施
小松町猟友会	会員への連絡、捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カラス
 捕獲した鳥獣の処理については、速やかに埋設処理等を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処理をしている。今後はジビエとしての利用やその他の利用方法について、調査・研究を行う。
ペットフード	現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処理をしている。今後はジビエとしての利用やその他の利用方法について、調査・研究を行う。
皮革	現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処理をしている。今後はジビエとしての利用やその他の利用方法について、調査・研究を行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処理をしている。今後はジビエとしての利用やその他の利用方法について、調査・研究を行う。

(2) 処理加工施設の取組

利用に必要な施設整備にあたっては、採算性の確保等多くの課題があるため、他の地域の事例や市場のニーズ等を調査・研究する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲から生肉の出荷まで一連の中で、指導・助言できる人材（ジビエコーディネーター）の育成について、調査・研究する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西条市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
えひめ未来農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、営農指導、被害防止対策の推進
周桑農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、営農指導、被害防止対策の推進
東予園芸農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、営農指導、被害防止対策の推進
愛媛県農業共済組合 西条支所	鳥獣被害の実態把握、被害防止対策の推進
愛媛県農業共済組合 今治支所	鳥獣被害の実態把握、被害防止対策の推進
いしづち森林組合	鳥獣被害の実態把握
西条猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施、狩猟免許取得の推進
東予猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施、狩猟免許取得の推進
丹原町猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施、狩猟免許取得の推進
小松町猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施、狩猟免許取得の推進
愛媛県東予地方局農林水産振興部 森林林業課	適正な捕獲指導
愛媛県東予地方局農林水産振興部 農業振興課	被害防止等の技術指導、鳥獣被害の実態把握、農業従事者に対する狩猟免許制度の啓発
西条市農林水産部林業振興課	協議会事務局を担当、協議会に関する連絡・調整
西条市東予総合支所農林水産課	協議会事務局補佐
西条市丹原総合支所農林水産課	協議会事務局補佐
西条市小松総合支所農林水産課	協議会事務局補佐
西条市農林水産部農水振興課	鳥獣被害の実態把握

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
各自治会	鳥獣被害の報告及び地域内の調整

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員8名で構成し、鳥獣被害防止に関する対応方針の企画立案、情報収集及び分析、技術向上及び普及指導、その他市長が必要と認める職務を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農林業者や住民についても捕獲活動への協力を促す。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害は高止まりで推移しており、地理的条件や年齢構成等、各集落の現状に合わせた対策と啓発が重要である。現状把握と鳥獣被害対策への取り組みを進めるため、集落への指導を強化する。